

審議案件に関する概要

令和2年(2020年)10月26日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和2年(2020年)3月30日
担当部署	釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
(株)サンキュー 代表取締役 道法 一雅	福井県福井市新保北一丁目601番地

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	100満ポルト釧路店 北海道釧路郡釧路町木場2丁目3番地1	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	(株)サンキュー 代表取締役 道法 一雅 福井県福井市新保北一丁目601番地	
(3)変更年月日	令和2年(2020年)12月1日	
(4)店舗面積の合計	(変更前) 2,163㎡ (変更後) 2,835㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	(変更前) 100台 (変更後) 133台
	荷さばき施設の位置及び面積	(変更前) 位置:届出書添付資料図3のとおり 面積:76㎡ (変更後) 位置:届出書添付資料図4のとおり 面積:69㎡
	廃棄物保管施設の位置及び容量	(変更前) 位置:届出書添付資料図3のとおり 面積:114㎡ (変更後) 位置:届出書添付資料図4のとおり 面積:77㎡
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	(変更前) 開店時間:午前9時00分 閉店時間:午後9時00分ただし年 間10日間は翌午前0時 00分まで (変更後) 開店時間:午前9時00分 閉店時間:翌午前0時00分
	駐車場の利用時間帯	(変更前) 開店時間:午前8時30分 閉店時間:午後9時30分ただし年 間10日間は翌午前0時 30分まで (変更後) 開店時間:午前8時30分 閉店時間:翌午前0時30分
	荷さばき時間帯	(変更前) 開店時間:午前7時30分 閉店時間:午後8時00分 (変更後) 開店時間:午前6時00分 閉店時間:午後10時00分

3. 審査事項

(1)駐車場整	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数126台<133台
---------	-------------	-----------------

備等への配慮	従業員駐車場等の整備 駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	駐車場内に、従業員等駐車場及び冬季堆雪場所66台を設置				
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式				
	搬入車両等の誘導	計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。				
	歩行者の安全対策	<p>繁忙時には交通整理員により駐車場の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い、安全の確保を図る。</p> <p>従業員が大きな商品をお客様の車まで運ぶサービスを行い、駐車場内での歩行者の安全を図る。</p>				
	交通整理員の配置	繁忙時には交通整理員を出入口周辺や駐車場内に配置し、適切な駐車場誘導を行う。				
	除排雪による堆積方法	<p>原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。</p> <p>駐車場外周部等に一時堆雪するが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。</p>				
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	60 dB	43 dB	○	
		2	60 dB	41 dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	50 dB	33 dB	○	
		2	50 dB	35 dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	空調機①	60 dB	62 dB	△ 隣接住居なし
		a2	空調機②	60 dB	58 dB	○
		a3	空調機③	60 dB	58 dB	○
		a4	空調機④	60 dB	57 dB	○
		a5	空調機⑤	60 dB	57 dB	○
a6		空調機⑥	60 dB	27 dB	○	
a7		排気①	60 dB	17 dB	○	
a8		排気②	60 dB	16 dB	○	
a9		排気③	60 dB	16 dB	○	
a10		排気④	60 dB	16 dB	○	
a11		排気⑤	60 dB	16 dB	○	
a12		排気⑥	60 dB	11 dB	○	
c1		来客車線	60 dB	56 dB	○	
c2			60 dB	70 dB	△ 隣接住居なし	
c3	60 dB		57 dB	○		
c4	60 dB		64 dB	△ 隣接住居なし		
d1	ドア開閉音	60 dB	67 dB	△ 隣接住居なし		
d2		60 dB	53 dB	○		
d3		60 dB	67 dB	△ 隣接住		

	d4	60 dB	67 dB	居なし △ 隣接住居なし
騒音問題の一般的対策	営業時間外は駐車場を閉鎖し、暴走車両などが進入して騒音公害をおこさないよう努める。			
荷さばき作業等の対策	搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。			
付帯設備・施設等の対策	駐車場内に安全走行やアイドリング停止を呼びかけるサイン看板を設置する。			
青少年等の蟻集等の対策	営業時間外は駐車場を閉鎖し、青少年の蟻集等による騒音防止に努める。			
その他の対応方策	冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に深夜早朝に行わないよう配慮する。 万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。			
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 12㎡ < 設置容量 77㎡		
	保管場所の位置、構造等	廃棄物等保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。 廃家電の一時保管場所も含めて十分な広さを確保する。		
	運搬・処理対策	廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。		
	減量化、リサイクル等	廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。		
	調理臭、悪臭の飛散防止	生ゴミや調理臭の発生はしない。		
	その他の対応方策	店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。		
(4) 街並みづくり等への配慮	当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図る。 屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。			
(5) 防災対策への配慮	地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。			
(6) 防犯対策への配慮	夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。			
(7) 関係行政機関との協議状況				
公安委員会				
北海道釧路方面 釧路警察署 交通第一課		令和2年2月26日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、特に指摘事項はなかった。		
北海道警察本部 交通部交通規制課		令和2年3月6日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、特に指摘事項はなかった。		
地元市町村				

	釧路町 経済部産業経済課	令和2年3月9日 〈協議内容〉 ・届出書案を提出して計画概要を説明し、特に指摘事項はなく、関連各課には産業経済課から説明するとのことであった。
--	-----------------	---

4. 住民等の意見

(1)市町村の意見	意見無（令和2年（2020年）6月2日付け釧産（商）第60号）
(2)住民等の意見	無し

5. 道（釧路総合振興局連絡調整会議）の意見

特になし

審議案件に関する概要

令和2年10月26日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項 [新設]
届出日	令和2年3月30日
担当部署	北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社二トリ 代表取締役 似鳥 昭雄	札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	二トリ中標津店 標津郡中標津町桜ヶ丘三丁目27他	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社二トリ 代表取締役 似鳥 昭雄 札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号	
(3) 新設日	令和2年11月30日	
(4) 店舗面積の合計	2,538m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	40台
	駐輪場の収容台数	20台
	荷さばき施設の面積	48m ²
	廃棄物保管施設の容量	19.8m ³
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	午前9時00分～午後9時00分
	駐車場の利用時間帯	午前8時30分～午後9時30分
	駐車場の出入口数	出入口2箇所 出口1箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 110 台 ≥ 設置台数 40 台
	従業員駐車場等の整備	35台
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・平面自走式25台分設置 ・同規模他店舗の運営実績を参考に計画 ・取扱品目上、自動二輪での来客は少なく、計画駐車場で対応可能
	来客車両等の入出庫方法	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外に平面自走式、誘導員等無し
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・1日当たり最大7台来場とし、処理能力は1台当たり20分程度であるため、十分な規模を確保
	歩行者の安全対策	従業員や取引業者等とともに安全確認の徹底に取り組む <ul style="list-style-type: none"> ・店舗周辺や駐車場における低速度走行 ・出入口看板、出庫時の一時停止表示などで、安全で円滑な自動車の誘導を図る ・店舗北側に歩行者用出入口を設け、店舗入口まで歩道を設置
交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン日等の繁忙時に、状況に応じて適宜配置 	

	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> 除排雪の堆積場所として、別途17台分の駐車スペースを駐車場内に確保 状況に応じて排雪を行い、駐車場の十分な確保に努める 堆積場所は、駐車場出入口と離れた場所に確保し、車両の出入りに支障が無いように努める 						
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価			
		A	1F	55 dB	53.5dB	○		
			2F		53.2dB	○		
		B	1F		50.0dB	○		
			2F		48.3dB	○		
		C	1F		52.7dB	○		
			2F		51.3dB	○		
		D	1F		45.6dB	○		
			2F		45.6dB	○		
		夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点		環境基準値	予測結果	評価	
			A		1F	45 dB	39.5dB	○
					2F		39.6dB	○
	B		1F		29.1dB		○	
			2F	29.1dB	○			
	C		1F	35.7dB	○			
			2F	35.8dB	○			
	D		1F	31.2dB	○			
			2F	31.2dB	○			
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果		評価	
			a	1F	40 dB		39.4dB	○
				2F			39.5dB	○
		b	1F	29.0dB			○	
			2F	29.0dB		○		
		c	1F	35.6dB		○		
			2F	35.7dB		○		
		d	1F	31.1dB		○		
			2F	31.1dB		○		
		騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場にアイドリングを禁止する看板を設置し、アイドリング抑制を呼びかける 営業時間以外は、来客車両が出庫後速やかに出入口をチェーン等で閉鎖 駐車場の除雪作業は、夜間（午後10時から午前6時）は行わない 					
		荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 作業員に対し、アイドリングストップやドア開閉を静かに行うよう指導徹底する 夜間時間には荷さばき作業を行わない 					
		付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器はできる限り低騒音型の機器を設置し、稼働時間の短縮に努める 機器類の定期的なメンテナンスを行う 					

	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 施設の見通しや視認性を確保し、たまり場にならないよう十分に配慮する 営業時間内においては、店舗従業員が敷地内を定期的に見回る 営業時間終了後は、駐車場出口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 住民から苦情が発生した場合には、協議の上、適切に対応する
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 5.641 m ³ ≤ 設置容量 19.8 m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物保管施設は建物内に設置し、周囲に廃棄物が散逸しないようにする
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の分別を行い、収集や運搬等の引き取り作業の迅速化を図る
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> 簡易包装に努め、過剰包装を行わない 廃棄物の分別を行い、再利用・リサイクルの促進はもとより、ゴミを出さないことに重点を置いたゴミ減量化を図る
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 調理場等、特に悪臭を発生する商品等は扱わない ゴミは施設内に保管し、悪臭の飛散防止に努める
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物保管施設は必要容量を充足しているが、万が一保管施設が満杯になる場合は、収集回数を増やす等の対応を行う 店舗運営責任者（店長等）と連携を図り、周辺的生活環境への問題が生じる恐れがある場合には、適切な対応策を講じる
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 敷地周辺の街並みに配慮し、落ち着いた色彩及び建物の外観とする 屋外広告物条例及び景観条例を遵守し、景観に配慮する 屋外照明や広告塔照明はその光により地域住民等に悪影響を与える「光害」が生じることがないように、照明の配置や方向、強さ、点灯時間に配慮します
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 災害時においてはできるだけ早く店舗を復旧できるよう努力する 地元自治体や警察等の関係各課より、災害時における協力要請がある場合には、要請の内容を検討し、可能な協力を行う
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> 従業員の定期的な巡回を実施するとともに、閉店後は機械警備の作動及び施錠を行い、防犯に努める 店内には防犯カメラを設置
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会	
	中標津警察署 交通課企画規制係	<p>令和元年10月18日 届出書案を提出し、概要を説明 中標津警察署</p> <ul style="list-style-type: none"> 各出入口に視距を確保すること 北口（国道側）に出入口2箇所としているが「入口」「出口」と分けることは可能か

	<p>対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視距は留意する ・計画地前国道の東西2箇所の交通量調査を行い、交差点評価を行う <p>令和2年3月23～24日</p> <p>中標津警察署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型荷捌き車両は、基本的には営業時間外での運用とすること ・出入口①は、右折出庫を禁止する旨の看板を設置すること ・出入口①及び出口①には、国道から見えるよう案内看板を設置すること ・出入口①正面の車路と風除室前との境に車両の誤操作で建物に突っ込まないよう、バリカー等を設置すること <p>対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷捌き車両の運用及び看板・バリカーの設置について了解
<p>北海道警察本部 交通部交通規制課</p>	<p>令和2年1月9日</p> <p>道警本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出口には「一旦停止」看板を設置すること ・出入口以外で道路と接している箇所は、バリカー等で車両等が侵入できないようにすること ・店舗全面において、ガラス張りの箇所の前に駐車マスを設置するならば誤操作で店舗に突入できないようにすること ・バックヤードにて搬入車両がバックする際に、死角とならない位置に「カーブミラー」の設置を検討すること <p>ただし、搬入車両にバックモニターが設置されている場合は不要とする</p> <p>対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看板の設置は了解した ・道路に面した部分には、出入口以外からの侵入ができない程度の高さの縁石を設置する ・出口付近に「一旦停止」看板を設置する ・店舗全面のガラス張り箇所の前には駐車マスなし ・搬入車両にはバックモニターを搭載 <p>令和2年3月12日</p> <p>道警本部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所轄警察は、大型荷捌き車の出庫時に歩道に出る際に直角に正対できないため、安全確認ができにくいことを懸念 ・その他は、国道での入出庫の車両交錯がないため、先般の注意事項を守れば問題はないと考える ・事業者見解の図面を見て、所轄警察と協議 <p>対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型荷捌き車両は営業時間前の運用計画で

	<p>あり、その場合は駐車マスも使用すれば出口にて正対可能</p> <ul style="list-style-type: none"> • その他の荷捌き車両は営業時間内で運用するが、正対して出庫可能 • これらの車両軌跡を送付するので、再度検討を <p>道警本部</p> <ul style="list-style-type: none"> • 所轄警察意見を取り入れることで、当計画について了解した
地元市町村	
中標津町経済振興課	<p>令和元年10月17日</p> <p>計画概要を説明 特に指摘事項なし</p>
中標津町教育委員会	<p>令和元年10月17日</p> <p>計画概要を説明 特に指摘事項なし</p>
中標津町住宅都市課	<p>令和元年10月17日</p> <p>計画概要を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> • 計画地周辺は、中標津町特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例があるので留意すること。
中標津町生活課	<p>令和元年10月17日</p> <p>計画概要を説明 特に指摘事項なし</p>
中標津町建設管理課	<p>令和元年10月17日</p> <p>計画概要を説明 特に指摘事項なし</p>
その他	
中標津道路事務所	<p>令和元年10月16日</p> <p>計画概要を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> • 出入口部分の既存街路樹の取扱いに関し、樹木については道路事務所が指定する場所に低木・高木とも移植すること。 • 工事着手前に、道路法第24条申請を行うこと
中標津消防署	<p>令和元年10月16日</p> <p>計画概要を説明 特に指摘事項なし</p>

4 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5 道(根室振興局連絡調整会議)の意見案

意見なし
